津和野町公告第 70 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第２項の規定において準用する同法第 62 条第１項の規定により都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和８年３月６日、島根県告示第 116 号）があったので同法第 66 条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり告示する。

令和８年９月 10 日

津和野町長　下 森　博 之

１．施行者の名称
津和野町

２．都市計画事業の種類及び名称
津和野都市計画下水道事業
津和野公共下水道

３．事業施行期間
平成 10 年 12 月 11 日から令和 15 年３月 31 日まで

４．事業地
（１）収用の部分　　変更なし
（２）使用の部分
平成 10 年島根県告示第 923 号、平成 17 年島根県告示第 44 号、平成 23 年島根県告示第 207 号、平成 27 年島根県告示第 788 号、令和２年島根県告示第 153 号及び令和８年島根県告示第 116 号の事業地において事業施行期間を変更する。